

被災者は保険証不要

厚生労働省は12日、被災者が医療保険証を提示しなくとも、保険扱いで医療機関を受診できるようにすると発表した。すでに都道府県などに指示したといい、氏名や生年月日などを申し出れば、全国どこでも保険証なしで受診できる。

国民健康保険を運営する市町村などの判断で、窓口負担金の減免や納付猶予ができるようにもする。

また、同省は透析医療の確保も都道府県に通知。日本透析医会は人工透析をしている医療機関の状況をホームページ上で公開している。同会のホームページの災害時情報ネットワークから、登録されている医療機関について、①透析ができるか②医療機関の被災の有無③透析室の貸し出し可能病床④透析受け入れ可能状況⑤不足物品や連絡事項——などを見ることができる。

支援食料を確保・発送へ

農林水産省は12日午前、被害の大きい東北地方に届ける食料として菓子パン20万個、即席麺34万食、乳児用粉ミルク141㌧を確保したと発表した。さらに、おにぎりや弁当は1日あたり99万食、水は1日あたり322万㍑を提供できるめどがたったという。食品メーカーなど62社から在庫の提供を受けるもので、トラックや水産庁の船を使い、準備が整い次第、まずは岩手、宮城、福島の3県に運ぶと

いう。農水省は「3県から要望があった食料は当面の必要量を確保できた」としている。

一方、日本通運は12日午前から被災地への緊急物資の輸送を始めた。食品会社が提供するパンなどを、西日本地域から宮城県まで輸送する。政府の要請を受け、他の運送各社も緊急物資の輸送を本格化させる。東北道は支援物資を運ぶ緊急車両については通行できる。

農水省が資金繰り配慮要請

農林水産省は12日、三陸沖を震源とする大地震で被害を受けた農林漁業者の資金繰りに支障が生じないよう、関係金融機関に対し、資金の円滑な融通や、貸付金の返済猶予などに配慮するよう求める通知を出した。

通知先は、農協（JA）グループを束ねる全国農業協同組合中央会（全中）、農林中央金庫、日本政策金融公庫農林水産事業本部など。

止は、北海道、青森、秋田、岩手、宮城、山形、福島、茨城各県あての宅配便「ゆうパック」や、書類などの「ゆうメール」、小包の「ポスパケット」。手紙やはがきなどの郵便は、被災地向けも今のところ引き受けるとしている。ただ、配達が大幅に遅れたり、配達できなかったりする可能性がある。

被災地向けは手紙・はがき

日本郵政グループの郵便事業会社は12日午前、東北地方など被災地向けの荷物の引き受けを当面、停止すると発表した。引き受け停